

受託者責任等について

厚生労働省年金局
平成26年12月1日

米国における受託者責任について

- 受託者責任は、信託に淵源を持つ英米法の概念。
- 米国の企業年金に対しては、エリサ法（連邦法）で、企業年金関係者に受託者責任を義務づけ（別添参照）。
 - ※ エリサ法とは、米国において1974年に制定された「従業員退職所得保障法」（Employee Retirement Income Security Act of 1974）の略称。
- 忠実義務等の具体的な基準について労働省通知等で詳細に規定。
（例）
 - ・ 投資、議決権行使等における他事考慮の禁止（他事考慮の例として、建設業年金による、雇用促進のための追加的な大規模建築貸付ローンへの投資等例示）
 - ・ 利益相反のおそれがある行為の禁止とその例外（受託者報酬について、資産額5,000万ドル以下の企業年金についての成果連動報酬の禁止等。利益相反について受益者が判断できる各種ディスクロージャー等についても各種規定。）
 - ・ 慎重な専門家の観点からの運用のあり方
（確定拠出年金（401(k)）において、拠出者が具体的な指示を行わない場合、退職時期が近づくにつれ債券比率が高まる運用方法等なら違法にならない通知）
- 受益者利益の迅速な救済を図るため、加入者、受給者からの救済手続きを定めるとともに、労働省（雇用者給付保障部）も、是正勧奨、査察、訴訟を実施。
- 州法でも、受託者責任について同種の規定が設けられており、州公務員年金等はその規制を受ける（州政府の監査等）

米国における受託者責任について

《エリサ法 404条 和訳》

受託者の義務(Fiduciary Duties)

404条 受託者が義務を果たすのは、専ら加入者及び受益者の利益のためだけであり、

(A) 次の2つの目的のためだけである。〔忠実義務〕

(i) 加入者及び受給者に給付を行う。

(ii) 制度を管理するために適正な費用を支出する。

(B) 同様の能力を持ち、そのような問題に精通している慎重な人間が、同じ特質と同じ目的を持つ資産の管理において、直面している状況の下で用いるであろう、注意(care)、技術(skill)、慎重さ(prudence)及び勤勉(diligence)をもって行う。〔慎重な専門家の注意義務(プルーデントマンルール)〕

(C) 多大な損失の危険を最小限にとどめるべく、そうすることが明らかに慎重でない場合を除き、投資を分散する。

(D) 本法の規定に合致している限り、制度を規定する文書や契約に従う。

GPIF法における受託者責任

- GPIF法では役員等の注意義務として、理事長及び理事のプルーデントマン・ルール、理事長及び理事の忠実義務を明確化。

○年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）（抄）

（役員等の注意義務）

第十一条 管理運用法人の役員及び職員は、年金積立金が厚生年金保険及び国民年金の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。

2 理事長及び理事は、第十八条第一号に掲げる業務（以下「管理運用業務」という。）に関する職務の執行に際しては、委任を受けて他人のために資産の管理及び運用を行う者であってその職務に関して一般に認められている専門的な知見に基づき慎重な判断を行うものが同様の状況の下で払う注意に相当する注意（第二十二条において「慎重な専門家の注意」という。）を払わなければならない。

3 理事長及び理事は、管理運用業務について、この法律、厚生年金保険法若しくは国民年金法、これらの法律に基づく命令若しくは通則法若しくはこの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分又は管理運用法人が定める業務方法書その他の規則を遵守し、管理運用法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

GPIF法における役職員の行為規制等

- GPIF法においては、役職員の利益相反防止、秘密保持義務などを規定している。

役員の欠格条項

○年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）（抄）

（役員の欠格条項の特例）

第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- 一 銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を行う者であって管理運用法人と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

※独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

GP I F 法における役職員の行為規制等

役員の禁止行為

(理事長及び理事の禁止行為)

第十二条 理事長及び理事は、自己又は管理運用法人以外の第三者の利益を図る目的をもって、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 特別の利益の提供を受け、又は受けるために、年金積立金の管理及び運用に関する契約を管理運用法人に締結させること。
- 二 自己若しくは自己と利害関係のある者の有する有価証券その他の資産を管理運用法人に取得させ、又は年金積立金の管理及び運用に係る資産を自己若しくは自己と利害関係のある者が取得するようにさせること。

役職員の秘密保持義務

(秘密保持義務)

第十三条 管理運用法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、管理運用業務に係る職務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第三十三条 第十三条（第十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

役職員のみなし公務員規定

(役員及び職員の地位)

第十四条 管理運用法人の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

GPIF法における運用委員の行為規制等

○ GPIFの運用委員会の委員の行為規制については、役職員の規定を準用している。

第十七条 委員は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第九条、第十一条第一項、第十三条及び第十四条並びに通則法第十四条、第二十一条第二項、第二十二条並びに第二十三条第一項（第十条において読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項の規定は、委員について準用する。この場合において、通則法第十四条第三項中「第二十条第一項」とあるのは「年金積立金管理運用独立行政法人法第十七条第一項」と、通則法第二十二条中「非常勤の者」とあるのは「非常勤の者及び教育公務員で政令で定めるもの」と、通則法第二十三条第一項及び第二項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは「厚生労働大臣は、」と読み替えるものとする。

参考:独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）の関係規定

（法人の長及び監事となるべき者）

第十四条 主務大臣は、独立行政法人の長（以下「法人の長」という。）となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された法人の長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事に任命されたものとする。

3 第二十条第一項の規定は、第一項の法人の長となるべき者の指名について準用する。

GP I F 法における運用委員の行為規制等

参考: 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）の関係規定（続き）

（役員の任命）

第二十条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

- 一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

2～4（略）

（役員の任期）

第二十一条（略）

2 役員は、再任されることができる。

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の解任）

第二十三条 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。

3～4（略）